

人権教育の推進についての基本方針



奈良県教育委員会

人権教育の推進についての基本方針

平成20年2月15日
奈良県教育委員会

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっています。これらの権利は、人類の長い歴史にわたる努力の成果として確立されてきました。日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、国民は不断の努力によってこれを保持し、公共の福祉のために利用する責任を負っていることが明記されています。すべての人が幸福を追求できる社会の実現に向けた取組が求められているのです。

しかし、自他の尊厳が自覚されず、差別的な観念にとらわれたり、権利を侵害したりしている現実があります。人権が尊重される社会を築いていく上で、教育は大きな役割を担っています。倫理観や道徳性を培うとともに、人権についての知識を学びこれを主体的に活用することができる技能を伝え、人権を尊重する態度をはぐくむことが一層必要となっています。

国際社会では、他者の尊厳を尊重する手段や方法を学び、人権の共存を図る努力が求められており、日本においても、人権教育の推進が国、地方公共団体の責務となっています。

県教育委員会はこれまでの成果の上に立って、人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、以下の事項に留意しながら、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

- 1 自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で進めること
- 2 教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成すること
- 3 人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利とともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくむこと
- 4 豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図ること
- 5 様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむこと
- 6 生涯にわたる学習を通して、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指すこと
- 7 人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取組を行うこと

人権教育の推進についての基本方針

- ・人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。
- ・これまでの成果の上に立って、人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

人権教育推進プラン

人権教育を進める基本的視点（人権文化の創造をめざして）

- 一人一人の可能性を伸ばす（自己実現を図る）ことから
それぞれをかけがえのない存在として大切にする
- 一人一人のちがいを豊かさとしてとらえることから
ちがいを豊かさとしてとらえ、それぞれの多様性を大切にする
- 一人一人のつながりを大切にすることから
人と人との関係づくりをめざす

人権教育を推進する上での課題

- 基盤となる人権意識を確立する課題
- 様々な差別問題、人権侵害を克服する課題

これまでの取組がめざしてきたもの

学校教育

- 子どもたちの教育を受ける権利を保障してきたこと
- 子どもたちの現実から教育課題をとらえてきたこと

- 一人一人を生かす「なかま(集団)づくり」を進めてきたこと

社会教育

- 民主的な社会の実現をめざしてきたこと
- 地域社会における生活の現実から取組を進めてきたこと
- 学習を生活につなぐことをめざしてきたこと

人権教育の基本方向（人権教育の4側面）

教育を受ける権利・生涯にわたる学習の保障を通して

- ・基礎学力の充実と「学習権」の保障
- ・多様な進路を選択する力の育成
- ・生涯学習の基礎を培うこと

等

人権についての理解を深める教育として

- ・生命、環境の大切さについての学習
- ・人権に関する国内外の宣言や規約についての学習
- ・人権の歴史についての学習
- ・様々な人権問題についての学習

等

人権を尊重する主体を育てる教育として

- ・豊かな感性をはぐくむ
- ・豊かな人間関係づくり
- ・技能、態度（コミュニケーション能力、協力して物事を解決する態度等）の育成

等

人権が尊重される教育として

- ・安全が守られている教育環境
- ・安心できる雰囲気づくり
- ・個性を重視した教育
- ・自主性や主体性を重視した活動を大切にすること

等

「人権教育の推進についての基本方針」の策定にあたって

「人権教育の推進についての基本方針」（以下、基本方針）は、より豊かな人権教育を推進していくための方向性を示す“大きな柱”として策定しました。県教育委員会は、基本方針にしたがって、積極的に人権教育の推進に努めます。各学校、地域においても、基本方針に則り、それぞれの課題に即して取組が進められることを期待するものです。

以下の文は、基本方針の内容をより深く理解していただくための説明です。人権教育を進める上での参考にしてください。

1 本文について

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

第1段落は、「人権教育の定義」を述べています。

「人権の実現」とは、一人一人が自分らしく生きていける社会をつくり出すとともに、社会をよりよく向上させていこうとする積極的な面を表しています。「人権の擁護」とは、人権が守られた状態を保持するとともに、人権が侵害されているときはそれを回復することです。「総合的な教育活動」とは、すべての教育活動の基盤に人権教育の理念をしっかりと根付かせ、教育活動（学校教育、社会教育）全体を通して取組を進めなければならないということを意味しています。

私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっています。これらの権利は、人類の長い歴史にわたる努力の成果として確立されてきました。日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、国民は不断の努力によってこれを保持し、公共の福祉のために利用する責任を負っていることが明記されています。すべての人が幸福を追求できる社会の実現に向けた取組が求められているのです。

第2段落は、「人権確立の歴史や基本的人権」について述べています。

「私たち人間は…」の文は、世界人権宣言第1条を踏まえています。人間は生来その尊厳に基づき当然に権利を有する「人権の固有性」、すべての人間は平等に人権をもつ「人権の普遍性」、公権力も含めだれからも人権を侵害されない「人権の不可侵性」という人権の重要な側面について述べています。

「これらの権利は…」の文は、人権確立の歴史に関して述べたものです。様々な権利が、人類の自由を求めるたたかいの中で、幾多の試練を経て確立されてきたことを示しています。

「日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され」の部分は、憲法第11条を踏まえています。基本的人権は、法の有無にかかわらず、だれに対しても、さらには後世の人々に対しても保障されなければならないものです。憲法はそのことに法的根拠を与えているものです。「国民は不断の努力によってこれを保持し、公共の福祉のために利用する責任を負っている」の部分は、憲法第12条に明記されており、権利の濫用に制限を加えるとともに、権利と責任の関係を示しています。

「すべての人が…」の文は、憲法第13条に示されている幸福追求権を踏まえています。すべての人が自分らしく幸せに生きていと願っています。自ら選択できない様々な属性によって、その願いが阻まれることのない社会を築くための取組の必要性を述べています。

しかし、自他の尊厳が自覚されず、差別的な観念にとらわれたり、権利を侵害したりしている現実があります。人権が尊重される社会を築いていく上で、教育は大きな役割を担っています。倫理観や道徳性を培うとともに、人権についての知識を学びこれを主体的に活用することができる技能を伝え、人権を尊重する態度をはぐくむことが一層必要となっています。

第3段落は、「人権を尊重するための教育の必要性」について述べています。

前半部分では、人権が確立された社会を実現することの難しさを述べるとともに、そうした社会の実現を目指すために教育が果たす役割は、極めて重要であることを示しています。

後半部分の「倫理観や道徳性を培う」とは、優しさ、公正さ、正義感、責任感、寛容性などを身に付けることを意味しており、これらは人権を尊重しようとする意欲や態度を育成する際の基盤となります。「人権についての知識を学びこれを主体的に活用することができる技能を伝え、人権を尊重する態度をはぐくむこと」とは、人権についての知識だけではなく、それを進んで活用するためのコミュニケーション能力や想像力、判断力などの技能、さらには、自他の人権を大切にしようと考え、行動しようとする意欲や態度を身に付けるための教育の取組を表しています。

国際社会では、他者の尊厳を尊重する手段や方法を学び、人権の共存を図る努力が求められており、日本においても、人権教育の推進が国、地方公共団体の責務となっています。

第4段落は、「国内外での人権確立に向けた取組」について述べています。

「他者の尊厳を尊重する手段や方法を学び」という部分は、国際連合人権教育の10年・決議(1994)を踏まえています。「他者の尊厳を尊重する」ことは、人権を実現するための重要な視点なのです。「人権の共存を図る努力が求められており」という部分は、人権や文化的価値は対立する場合が少なくないことから、寛容な態度で多様性を尊重し、それらを共存させる努力が求められていることを述べています。こうした国際社会の情勢と国内の人権侵害の現状等を踏まえて、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されました。

県教育委員会はこれまでの成果の上に立って、人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、以下の事項に留意しながら、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

第5段落は、「人権教育の推進の方向性」を述べています。

「これまでの成果」とは、同和教育をはじめとする戦後民主教育の中で行われてきたすべての取組の成果を示しています。「人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成…」の部分は、積極的に人権教育を推進していくという県教育委員会の決意を述べています。



2 留意点について

- 1 自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で進めること

1では、すべての教育活動が人権尊重の精神に貫かれたものとして進められなければならないということを述べています。

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」は、『人権教育の指導方法等の在り方について（文部科学省）』に示されている人権教育の目標の一部です。これを達成するために必要な人権感覚は、言葉で説明するだけでは身に付きません。自分が大切にされているという実感をもつことができるときに、自他を尊重しようとする感覚や意志が芽生え育つことが容易になります。したがって、生活の中で、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを進めることが必要です。

- 2 教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成すること

2では、教育の機会均等の保障と教育の役割について述べています。

「教育の機会均等」は、憲法第26条や教育基本法第4条等で明示されているように、すべての人は、その能力に応じて教育を受ける権利を、生涯にわたって保障されなければならないということを意味しています。「自己実現を目指す」とは、自分の個性や特性を活かし、生き生きと自己を表現し、自分自身の生き方を追求することができることを意味します。

すべての人に自らの可能性を追求できる能力を付けることは教育の大きな役割です。

- 3 人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくむこと

3では、基盤となる人権意識を育てる取組（普遍的な視点からのアプローチ）の大切さを述べています。

「人権についての理解を深める学習」とは、自由、権利、責任、人間の尊厳や人権の歴史と現状についての学習、人権に関する国内外の宣言や規約（日本国憲法、教育基本法、世界人権宣言、子どもの権利条約など）についての学習などを表しています。「自分の権利だけでなく…」の部分は、上手にコミュニケーションをとる、合理的・分析的に思考する、違いを認めて受容する、相手を尊重しながら自分の考えや意見を表現するなどの技能を身に付け、それらを人権実現のための意欲や態度につなげていく取組の必要性を述べています。こうした学習や取組を通して、自分の権利を守るためには、他者の権利を尊重しなければならないことを学んでいくのです。

- 4 豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図ること

4では、様々な人権問題についての学習（個別的な視点からのアプローチ）の大切さを述べています。

私たちのまわりには、様々な人権侵害や人権問題が存在しています。例えば、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などにかかわる人権問題です。また、インターネット上の人権侵害や環境問題など、新たな課題が生じています。

これらの人権問題に向き合う際には、人権が実現されている状態を望ましいと感じ、逆にこれが侵害されている状態を許せないとする人権感覚を育成するとともに、それぞれの問題について学び、それらを解決していこうとする実践力を培う指導の充実が求められます。とりわけ、様々な情報を的確に読み取り、主体的に判断し行動する力の育成は重要です。

5 様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむこと

5では、様々な人々や文化との共生に向けた取組の必要性を述べています。

「開かれた対話」とは、一方的にマジョリティー（多数派）の価値観をマイノリティー（少数派）に押し付けるのではなく、背景の異なるもの同士がその相違を認め尊重し合い、社会に公開された状況のもと、対等の立場で語り合うことを示しています。

社会の国際化に伴って、様々な文化や背景をもった人々との出会いが増えています。そうした出会いを大切にし、開かれた対話と交流を進め、互いの共通点と違いに気づき、相互理解を図ろうとする態度をはぐくむことが重要です。

6 生涯にわたる学習を通して、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指すこと

6では、生涯にわたる学習の必要性と、目指す人間づくりについて述べています。

時代の変化とともに、人権をめぐる状況は変化していきます。したがって、私たちは一生涯、家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる場を通して、人権や人権問題についての学習をする必要があります。そのことを「生涯にわたる学習」と表しています。「社会の向上のために創造的に取り組み」とは、人権が尊重される社会を目指すことを意味します。また、「協働」とは、互いに知恵を出し合い、協力して活動することです。

人権が尊重される社会を目指すためには、地域社会において、共通の目的に向かって、様々な人たちが協働することを通して、豊かな人間関係をつくることが大切です。

7 人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取組を行うこと

7では、時代に即した人権教育の資料等を常に準備しておくことの必要性と、学校、家庭、地域が連携し、計画的・組織的に人権教育に取り組むことの重要性を述べています。

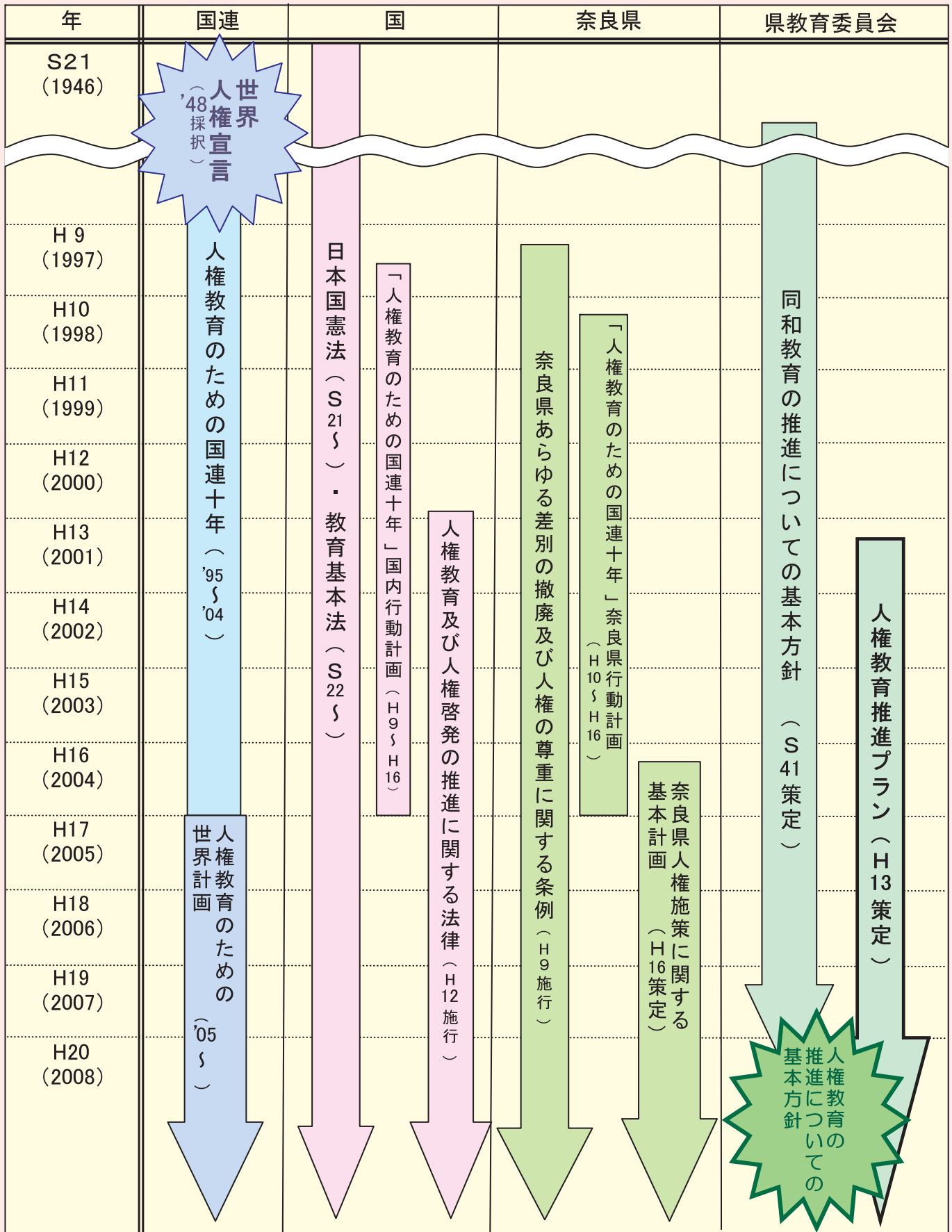
人権の概念や内容は人類の歴史とともに拡大しつつあります。また、時代の流れとともに新たな人権問題も生じています。こうした状況に応じて、常に人権教育についての新しい資料を充実させておく必要があることを「人権教育資料等の充実を図る」という部分で述べています。県教育委員会は、「人権教育推進プラン」などの充実を図り、具体的取組につないでいきます。

また、「学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取組を行う」という部分には、地域の特性を通して人権課題をとらえ、学校、家庭、地域それぞれの組織が一体的に取組を進めるとともに、それぞれの役割を果たしながら連携することが、人権尊重の社会を築くことにつながるという意味を込めています。



(2008年3月)

人権教育の推進に関する法律や方針の流れ



奈良県教育委員会事務局
 〒630-8502 奈良市登大路町30番地
 TEL 0742-22-1101(代表)
 URL <http://www.pref.nara.jp/jinsyak/>

